

改正案	現行
<p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）に係る株券</p> <p>二 新株引受権証書のうち前号に掲げる株式のみを引き受ける権利を付与されているもの</p> <p>三 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの</p> <p>四（略）</p> <p>（特別関係者で除外される者等）</p> <p>第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有（令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第二項に規定する方法により換算した</p>	<p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券であつて議決権のある株式に転換することを請求できないもの</p> <p>二 新株引受権証書、新株引受権証券又は新株引受権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを引き受ける権利を付与されているもの</p> <p>三 転換社債券のうち第一号に掲げる株式のみに転換する権利を付与されているもの</p> <p>四（略）</p> <p>（特別関係者で除外される者等）</p> <p>第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有（令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては第八条に規定する方法により株式に換算した数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる区分に従い当該各号に定める数</p>

株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 内国会社の発行する株券等 二十個

二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第六条において同じ。）の百分の一に相当する数

2・3 (略)

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二 (略)

(買付け等の通知書の記載事項等)

以下である者とする。

一 内国会社のうち前二号に規定する会社以外の会社の発行する株券等 二十株

二 外国法人の発行する株券等 発行済株式の総数の百分の一に相当する数

2・3 (略)

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合（当該会社が商法第二百十条第一項の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二 (略)

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けに係る株券等の種類、応募株券等の数の合計、買付け等をする株券等の数の合計及び返還する株券等の数の合計

三 五 (略)

2 8 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る議決権の数を、当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数及びその者の特別関係者の所有に係る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数を加算した数で除す方法を除く。

二 特別関係者(法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。)にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該会社の総株主の議決権の数にその者の所有に係る当該株券等(株券

第五条 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 公開買付けに係る株券等の種類、応募株券等の総数、買付け等をする株券等の総数及び返還する株券等の総数

三 五 (略)

2 8 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)の数を、当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数(次項に定める数を除く。次号において同じ。)に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等(株券を除く。)の数及びその者の特別関係者の所有に係る当該株券等(株券を除く。)の数を加算した数で除す方法を除く。

二 特別関係者(法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。)にあつては、その者の所有に係る当該株券等の数を、当該会社の発行済株式の総数にその者の所有に係る当該株券等(株券を除く。)の数

及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）

に係る議決権の数を加算した数で除す方法

（削る）

及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係る当該株券等（株券を除く。）の数を加算した数で除す方法

2 前項において発行済株式の総数から除かれる数は、次に掲げるものの数とする。

一 商法第二百四十一条第二項及び第三項の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式（株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者が所有するものを除く。）

二 商法第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式であつて議決権のある株式に転換することが請求できないもの

（新株引受権証券等の換算）

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券又は新株引受権証券については、新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数）（未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）（第三号において同じ。）と

（議決権の数の計算）

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数は、株式に係る議決権の数とする。

2 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券については、新株の引受権の目的である株式に係る議決権の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び

発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)―未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)を株式の数とし、当該株式の数に対応する株式に係る議決権の数。)とする方法

二 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

三 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数

ロ 新株引受権証書 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式に係る議決権の数)新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価

する方法

二 転換社債券については、券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数)―未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)とする方法

三 新株引受権付社債券については、当該新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数)新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数)―未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)とする方法。

額の総額を当該発行価格で除して得た数)―未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)を株式の数とし、当該株式の数に対応する株式に係る議決権の数)

ハ 新株予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ニ 新株予約権付社債券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

ホ 外国の法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式に係る議決権の数

ヘ 外国の法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの  
内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

(株券等の数の換算)

第九条の二 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証券については、新株の引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総

ハ 転換社債券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の発行価格で除して得た数)―未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)

ニ 新株引受権付社債券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株引受権付社債券に付与されている新株の引受権の目的である株式の数

ホ 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該権利の目的である株式の数

ヘ 外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証券、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

(新設)

額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数（「未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数」とする方法

二 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法

三 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法

四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ 株券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ 新株引受権証書 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数）（「未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数）」

ハ 新株予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権

利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

二 新株予約権付社債券 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ホ 外国の法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ヘ 外国の法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(対象会社等の意見表明)

第二十五条 (略)

2 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 当該会社の役員(取締役会の決定に基づく場合以外の場合には当該意見を表明する役員に限る。次号において同じ。)が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

五 (略)

3 (略)

(対象会社等の意見表明)

第二十五条 (略)

2 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 当該会社の役員(取締役会の決定に基づく場合以外の場合には当該意見を表明する役員に限る。次号において同じ。)が所有する当該公開買付けに係る株券等の数

五 (略)

3 (略)



(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募株券等の数に応募株券等の数の合計のうちを占める買付け等をする株券等の数の割合を乗じる方法(当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2 前項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の数の合計とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に記載した方法により行わなければならない。

3 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株引受権証書及び新株予約権証券にあつては当該新株引受権証書及び新株予約権証券の権利行使により発行し、又は移転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあつては券面額につき新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とする。

(あん分比例の方式)

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募株券等の数に応募株券等の総数のうちを占める買付け等をする株券等の総数の割合を乗じる方法(当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2 前項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出書に記載した方法により行わなければならない。

3 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とし、新株引受権証書及び新株引受権証券にあつては当該新株引受権証書及び新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、転換社債券にあつては券面額につき転換により発行すべき株式の数とし、新株引受権付社債券にあつては券面額につき新株引受権の行使により発行すべき株式の数とする。

改正案

取 付

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

殿

平成 年 月 日

公開買付者 (1) 氏名又は名称 印

住所又は所在地

1 公開買付けの状況 (2)

株券等の種類	応募株券等の数の合計	買付け等をする株券等の数の合計	返還する株券等の数の合計

2 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由 (3)

3 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等 (4)

(略)

4 決済の方法 (5)

(略)

(記載上の注意)

(1) (略)

(2) 公開買付けの状況

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

(3) (略)

(4) (略)

a (略)

b (略)

c (略)

d (略)

e (略)

(5) (略)

第一号様式

公開買付けによる買付け等の通知書

殿

平成 年 月 日

公開買付者 (イ) 氏名又は名称 印

住所又は所在地

1 公開買付けの状況

株券等の種類	応募株券等の総数	買付け等をする株券等の総数	返還する株券等の総数

2 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由 (ロ)

3 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等 (ハ)

(略)

4 決済の方法 (ニ)

(略)

(記載上の注意)

(イ) (略)

(新設)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(ニ) (略)

改正案

案

第二号様式

公開買付届出書  
(略)

第1 公開買付要項

1～3 (略)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数(ホ)

買付け等の 期 間	年 月 日から	公 告 日		
	年 月 日まで ( 日間)	公告掲載新聞名		
買付け等の 価 格	株 券			
	新株引受権証書			
	新株予約権証券			
	新株予約権付社債券			
	株券等預託証券 ( )			
	算 定 の 基 礎			
買付予定の 株券等の数	株 券 等 種 類	株式に換算した数		
		買付予定数	超過予定数	計
	株 券	株	株	株
	新株引受権証書			
	新株予約権証券			
	新株予約権付社債券			

第二号様式

公開買付届出書  
(略)

第1 公開買付要項

1～3 (略)

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数(ホ)

買付け等の 期 間	年 月 日から	公 告 日		
	年 月 日まで ( 日間)	公告掲載新聞名		
買付け等の 価 格	株 券			
	新株引受権証書			
	新株引受権証券			
	転換社債券			
	新株引受権付社債券			
	株券等預託証券 ( )			
	算 定 の 基 礎			
買付予定の 株券等の数	株 券 等 種 類	株式に換算した数		
		買付予定数	超過予定数	計
	株 券	株	株	株
	新株引受権証書			
	新株引受権証券			

株券等預託証券 ( )			
合計	/		( )
(潜在株券等の数の合計)	/		( )

5 買付け等を行った後における株券等所有割合(へ)

区 分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (a)	個
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (b)	個
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (c)	個
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (d)	個
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (e)	個
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (f)	個
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (g)	個
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (h)	個
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (i)	個
対象会社の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (j)	個
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$	%

転換社債券			
新株引受権付社債券			
株券等預託証券 ( )			
合計 (a)	/		( )
(潜在株券等の数の合計) (b)	/		( )

5 買付け等を行った後における株券等所有割合(へ)

届出書提出日現在における所有株券等の数	公開買付所有者分 (うち潜在株券等)	株(c) (株(d))	
	特別関係者所有分 (うち潜在株券等)	株(e) (株(f))	
対象会社の発行済株式の総数	対象会社の発行済株式の状況	発行済株式の総数	株(g)
		議決権のない株式数	株(h)
	(年 月 日現在)	自己株式数及び相互保有株式数	株(i)
		計算の基礎となる発行済株式の総数 $(g) - (h) - (i)$	株(j)
買付け等後における株券等所有割合	分子	$(c) + (e) + \text{買付予定の株券等の数 (上記(a))} =$ 株(k)	
	分母	$(j) + (d) + (f) + \text{買付予定の潜在株券等の数 (上記(b))} =$ 株(l)	
	株券等所有割合	$(k)/(l) \times 100$ %	

6～11 (略)

第2 (略)

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 届出書提出日現在における株券等の所有状況(ツ)

(1) 公開買付者による株券等の所有状況

		所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
内 訳	株 券	株	株	株
	新株引受権証書		/	
	新株予約権証券			
	新株予約権付社債券			
	株券等預託証券 ( )			
合 計				
所有株券等の合計数				
(所有潜在株券等の合計数)		( )		

(2) 特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)

		所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
内	株 券	株	株	株
	新株引受権証書		/	

6～11 (略)

第2 (略)

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 届出書提出日現在における株券等の所有状況(ツ)

(1) 公開買付者による株券等の所有状況

		所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
内 訳	株 券	株	株	株
	新株引受権証書		/	
	新株引受権証券			
	転換社債券			
	新株引受権付社債券			
	株券等預託証券 ( )			
合 計				
所有株券等の合計数				
(所有潜在株券等の合計数)		( )		

(2) 特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)

		所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
内	株 券	株	株	株
	新株引受権証書		/	

訳	新株予約権証券	/	
	新株予約権付社債券		
	株券等預託証券 ( )		
合 計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数) ( )			

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

氏名又は名称						
住所又は所在地						
職業又は事業の内容						
連絡先						
公開買付者との関係						
所有株券等の数	内訳		所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数	
		株 券	株	株	株	
		新株引受権証券		/		
		新株予約権証券				
		新株予約権付社債券				
		株券等預託証券				

訳	新株引受権証券	/	
	転換社債券		
	新株引受権付社債券		
	株券等預託証券 ( )		
合 計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数) ( )			

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

氏名又は名称						
住所又は所在地						
職業又は事業の内容						
連絡先						
公開買付者との関係						
所有株券等の数	内訳		所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数	
		株 券	株	株	株	
		新株引受権証券		/		
		新株引受権証券				
		転換社債券				
		新株引受権付社債券				

	( )	/	
合 計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

2～4 (略)

第4 (略)

第5 対象会社の状況(并)

1・2 (略)

3 株主の状況(ク)

(1) 所有者別の状況 年 月 日現在

区 分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	その他 の法人	外国法人等(うち個人)	個 人 その他	計	
株主数	人				( )			/
所有株式数	単位				( )			株
割合	%				( )		100	/

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1)～(3) (略)

	株券等預託証券 ( )	/	
合 計			
所有株券等の合計数			
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

2～4 (略)

第4 (略)

第5 対象会社の状況(并)

1・2 (略)

3 株主の状況(ク)

(1) 所有者別の状況 年 月 日現在

区 分	株式の状況 (1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況
	政府及び地方公共団体	金 融 機 関	証 券 会 社	その他 の法人	外国法人等(うち個人)	個 人 その他	計	
株主数	人				( )			/
所有株式数	単位				( )			株
割合	%				( )		100	/

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1)～(3) (略)

(4) 「(潜在株券等の数の合計)」欄には、「合計」から「株券」の数を引いた数を記載すること。

(へ) 買付け等を行った後における株券等所有割合

(1) 「対象会社の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

(削る)

(削る)

(2) 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。

(ト)～(ソ) (略)

(ツ) 届出書提出日現在における株券等の所有状況

(1) 株券等の数は、株券については株式の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

(2)～(5) (略)

(ネ)～(オ) (略)

(ク) 株主の状況

届出日までに半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の変動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員所有株式の数」に注記すること。

(ヤ) (略)

(4) 「(潜在株券等の数の合計)」欄には、合計から株券の数を引いた数を記載すること。

(へ) 買付け等を行った後における株券等所有割合

(1) 「対象会社の発行済株式の総数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された発行済株式の総数を記載しても差し支えない。

(2) 「議決権のない株式数」欄には、商法第242条第1項本文の規定により議決権を有しないこととされる場合(同項ただし書の規定により議決権を有することとされる場合を除く。)における株式で議決権のある株式に転換することを請求できないものの数を記載すること。

(3) 「自己株式数及び相互保有株式数」欄には、商法第241条第2項及び第3項の規定により議決権を有しない株式(公開買付者及び特別関係者が所有するものを除く。)の数を記載すること。

(4) 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。

(ト)～(ソ) (略)

(ツ) 届出書提出日現在における株券等の所有状況

(1) 株券等の数は、株券については株式の数を、その他のものについては第8条の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

(2)～(5) (略)

(ネ)～(オ) (略)

(ク) 株主の状況

届出日までに半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の変動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員所有株式の数」に注記すること。

なお、商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第15条第1項の会社以外の会社にあつては本様式に準じて記載すること。

(ヤ) (略)



改正案	取 行
<p><b>第三号様式</b></p> <p style="text-align: center;"><u>別途買付け禁止の特例を受けるための申出書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(イ) 公開買付者との関係        公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容（        例えば、公開買付者が<u>総株主の議決権の20%の株式を所有する会社の監査役である旨</u>）に        ついて具体的に記載すること。</p> <p>(ロ)～(ホ) (略)</p>	<p><b>第三号様式</b></p> <p style="text-align: center;"><u>別途買付け禁止の特例を受けるための申出書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(イ) 公開買付者との関係        公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容（        例えば、公開買付者が<u>発行済株式総数の20%の株式を所有する会社の監査役である旨</u>）に        ついて具体的に記載すること。</p> <p>(ロ)～(ホ) (略)</p>

改正案	配行
<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;">意見表明報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 (略)</p> <p>(ニ) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p style="text-align: center;">意見表明報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 役員が所有する株券等の数 (略)</p> <p>(ニ) (略)</p>

出 発

配 付

第六号様式

公開買付報告書  
(略)

1 (略)

2 買付け等の結果

(1)・(2) (略)

(3) 買付け等を行った株券等の数(ホ)

株券等の種類	株式に換算した数	
	応募数	買付数
株 券	株	株
新株引受権証書		
新株予約権証券		
新株引受権付社債券		
株券等預託証券 ( )		
合 計		
(潜在株券等の数の合計)		( )

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合(ヘ)

区 分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (a)	個

第六号様式

公開買付報告書  
(略)

1 (略)

2 買付け等の結果

(1)・(2) (略)

(3) 買付け等を行った株券等の数(ホ)

株券等の種類	株式に換算した数	
	応募数	買付数
株 券	株	株
新株引受権証書		
新株引受権証券		
転換社債券		
新株引受権付社債券		
株券等預託証券 ( )		
合 計		
(潜在株券等の数の合計)		( )

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合(ヘ)

報告書提出日現在における所有株券等の数	公開買付者所有分 (うち潜在株券等)	株(a) ( 株(b))
	特別関係者所有分 (うち潜在株券等)	株(c) ( 株(d))

aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (b)	個
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (c)	個
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (d)	個
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (e)	個
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (f)	個
対象会社の総株主の議決権の数 (年月日現在) (g)	個
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$	%

(5) (略)

(記載上の注意)

(略)

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 買付け等を行った株券等の数

- (1) 株券については株式の数を、その他のものについて第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。
- (2) 潜在株式等の数については、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券に係る数を記載すること。以下同じ。
- (3) 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。

(ヘ) 買付け等を行った後における株券等所有割合

- (1) 「対象会社の総株主の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

(削る)

対象会社の発行済株式の総数	対象会社の発行済株式の状況 (年月日現在)	発行済株式の総数	株(e)
		議決権のない株式数	株(f)
		自己株式数及び相互保有株式数	株(g)
計算の基礎となる発行済株式の総数 $(e) - (f) - (g)$			株(h)
買付け等後における株券等所有割合	分子 (a) + (c)		株(i)
	分母 (b) + (d) + (h)		株(j)
	株券等所有割合 $(i)/(j) \times 100$		%

(5) (略)

(記載上の注意)

(略)

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 買付け等を行った株券等の数

- (1) 株券については株式の数を、その他のものについて第8条の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。
- (2) 潜在株式等の数については、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券に係る数を記載すること。以下同じ。

(新設)

(ヘ) 買付け等を行った後における株券等所有割合

- (1) 「対象会社の発行済株式の総数」欄には、原則として、報告書提出日の発行済株式の総数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された発行済株式の総数を記載しても差し支えない。
- (2) 「議決権のない株式数」欄には、商法第242条第1項本文の規定により議決権を有しないこととされる場合(同項ただし書の規定により議決権を有することとされる場合を除く。)における株式で議決権のある株式に転換することを請求できないものの数を記載す

(削る)

(2) (略)

(ト) (略)

ること。

(3) 「自己株式数及び相互保有株式数」欄には、商法第241条第2項及び第3項の規定により議決権を有しない株式（公開買付者及び特別関係者が所有するものを除く。）の数を記載すること。

(4) (略)

(ト) (略)